

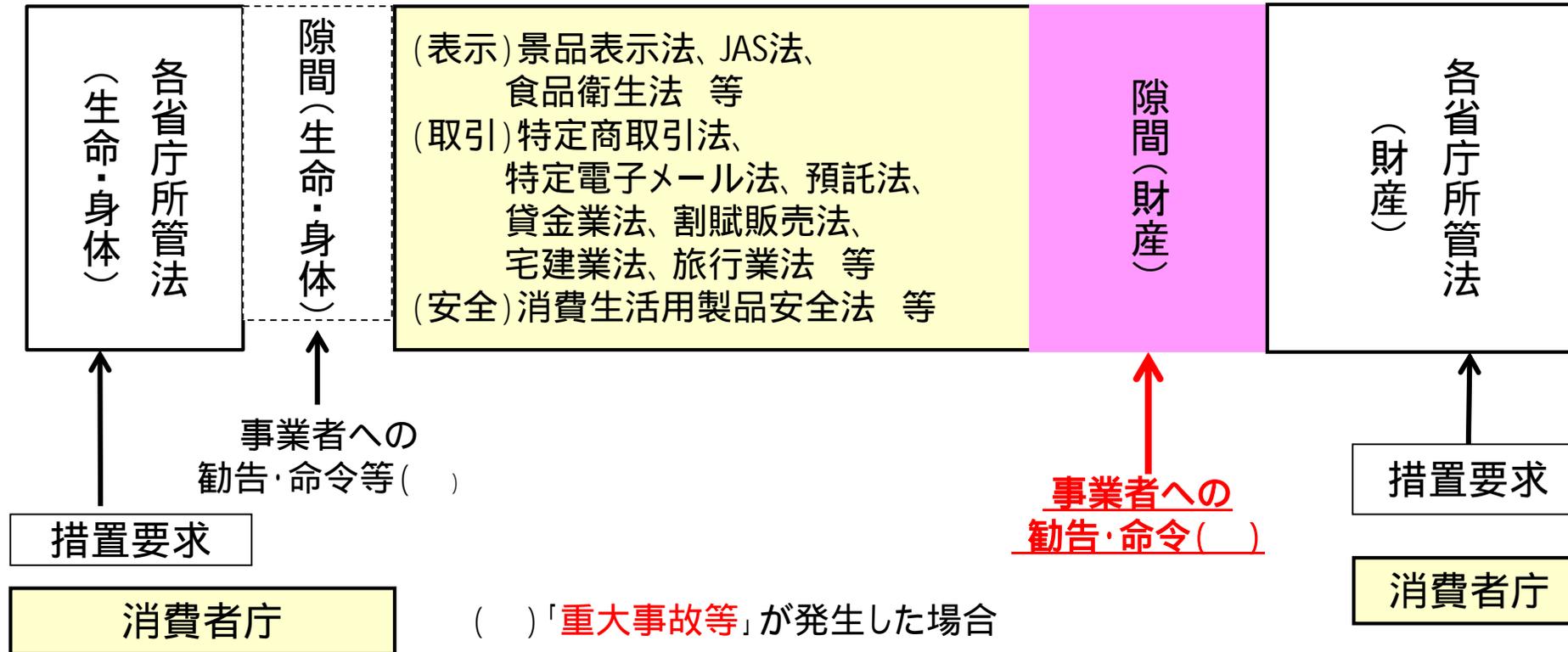
消費者安全法の守備範囲と主な改正経緯

図表1

安全の確保(生命身体)	表示の充実と信頼の確保	適正な取引の実現
<p style="text-align: center;">< 消費者事故等の情報の集約等 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関、地方公共団体、国民生活センターから消費者庁への消費者事故等の通知 ・消費者庁による消費者事故等の情報の集約、分析、公表 		
<p style="text-align: center;">< 消費者被害の発生・拡大の防止のための措置 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁による消費者への注意喚起 ・消費者庁から他の行政機関に対する法律に基づく措置の実施要求 ・都道府県から消費者庁への必要な措置の実施要請 ・消費者庁による報告徴収・立入検査 		
<ul style="list-style-type: none"> ・重大な「隙間事案」に関する事業者に対する勧告・命令 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な「隙間事案」に関する事業者に対する勧告・命令 別添参照 	
<p style="text-align: center;">< 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査 ></p>		
<p style="text-align: center;">消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成</p>		
<p style="text-align: center;">被害救済、利益保護の枠組みの整備</p>	<p style="text-align: center;">< 地方公共団体における消費生活相談等の実施 ></p>	
<p style="text-align: center;">消費者行政の体制整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談等の事務の実施 ・国及び国民生活センターによる援助 ・消費生活センターの設置 ・相談事務に従事する人材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の事務の追加 ・消費生活相談員の要件 ・登録試験機関 ・特に配慮を要する購入者等の情報提供 ・消費者安全確保地域協議会

(注) は制定当初からの内容、 は平成24年改正で追加された内容、 は平成26年改正で追加された内容

財産被害に係る「隙間事案」への勧告・命令のイメージ



多数消費者財産被害事態

消費者の財産被害分野における「消費者事故等」のうち消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引であって事業者が示す内容、取引条件が実際のものが著しく異なる取引などが行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じさせ又は生じさせるおそれのある事態

→ 財産分野の「**重大事故等**」として位置づけ